

社会福祉法人 湖青福社会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1 計画内容： 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2 内 容：

（目標1） フルタイム職員の平均超過勤務時間を10時間以下にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～

業務内容の明確化と枠割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備し、間接業務（食事の準備や片付け、ベッドメイク等）は介護補助職員を採用し、職員1人に係る負担の軽減を行う。

（目標2） 男性職員の育休取得率を30%以上にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～

育児休業等の制度周知・情報発信について継続実施する。また育児休業取得促進への制度理解や職場風土の醸成に向けた研修等を実施する。

（目標3） 有給休暇の取得率を50%以上にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～

取得状況を定期的に確認し、身近な上司等から積極的に声掛けを行う。